

平成 28年 4月 1日現在

1. 特定入所者介護サービス費に関する食費及び居住費の基準費用額及び負担限度額

対象者		区分	食費	居住費	一割負担限度額	二割負担限度額
			単位＝円/日	単位＝円/日	単位＝円/月	単位＝円/月
市世帯 非課税者 町村全 民員が 税が	課税年金収入額と合計所得の 合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	390	820	15,000	—
	利用者負担第2段階以外の方 課税年金収入額が80万円以上	利用者負担 第3段階	650	1,310	25,000	—
	上記の方以外(市町村民税課税世帯)	利用者負担 第4段階	1,380	1,970	37,200	44,000

* 上記の利用者負担段階は、介護保険の保険者(市町村)の認定になりますので、申請が必要です。

2. 施設介護サービス費

(単位＝円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
一日	785	856	932	1003	1,074
一ヵ月(31日の場合)	24,335	26,536	28,892	31,093	33,294

* 上記の金額には、下記の機能・体制加算が含まれています。

- ・ 日常生活継続支援加算 46単位
- ・ 夜勤職員配置加算 27単位
- ・ 看護体制加算Ⅰ(6単位)Ⅱ(13単位) 19単位
- ・ 栄養マネジメント加算 14単位
- ・ 加算合計 **106単位**

・ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(サービス費＋加算合計に5.9%を乗じた金額がプラスされます)

3. 施設利用料(利用負担限度額別)

(単位＝円)

		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
		一日	一ヵ月	一日	一ヵ月	一日	一ヵ月	一日	一ヵ月	一日	一ヵ月
第4 段階	介護費	785	24,335	856	26,536	932	28,892	1003	31,093	1,074	33,294
	食費	1,380	42,780	1,380	42,780	1,380	42,780	1,380	42,780	1,380	42,780
	居住費	1,970	61,070	1,970	61,070	1,970	61,070	1,970	61,070	1,970	61,070
	合計	4,135	128,185	4,206	130,386	4,282	132,742	4,353	134,943	4,424	137,144
負担割合2割の方		1,570	152,520	1,712	156,922	1,864	161,634	2,006	166,036	2,148	170,438
実質負担額			(147,850)		(147,850)		(147,850)		(147,850)		(147,850)
第3 段階	介護費	785	24,335	856	26,536	932	28,892	1003	31,093	1,074	33,294
	負担限度額				(25,000)		(25,000)		(25,000)		(25,000)
	食費	650	20,150	650	20,150	650	20,150	650	20,150	650	20,150
	居住費	1,310	40,610	1,310	40,610	1,310	40,610	1,310	40,610	1,310	40,610
	合計	2,745	85,095	2,816	87,296	2,892	89,652	2,963	91,853	3,034	94,054
実質負担額					(85,760)		(85,760)		(85,760)		(85,760)
第2 段階	介護費	785	24,335	856	26,536	932	28,892	1003	31,093	1,074	33,294
	負担限度額		(15,000)		(15,000)		(15,000)		(15,000)		(15,000)
	食費	390	12,090	390	12,090	390	12,090	390	12,090	390	12,090
	居住費	820	25,420	820	25,420	820	25,420	820	25,420	820	25,420
	合計	1,995	61,845	2,066	64,046	2,142	66,402	2,213	68,603	2,284	70,804
実質負担額			(52,510)		(52,510)		(52,510)		(52,510)		(52,510)

* 新規入所及び一ヵ月以上の入院後の利用の場合、上記金額に初期加算として、30単位/日が30日間かかります。

* 外泊・入院の場合、二日目から七日目までの六日間は、介護費が246単位/日に変わります。八日目以降は、かかりません。第2・3段階の方の居住費については、上記期間は、減額の対象ですが、八日目以降は、基準額になります。(詳しくは、契約時及び発生時に改めてご説明させていただきます。)

* 医師の指示による『食事箋』に基づいて提供する治療食(糖尿病食・腎臓病食等)上記金額に23単位/日が加算合計にプラスされます。

* 看取り加算については、加算対象となる可能性があると思われる場合に『看取りに関する指針』に基づいてご説明させていただきます。

* 介護費については、基本サービス費＋各種加算に5.9%(介護職員処遇改善加算Ⅰ)を乗じて算出しています。

* 1単位＝10.14円を乗じて介護費を算出しています。(渋川市は、地域区分により「7級地」と認定されているため)